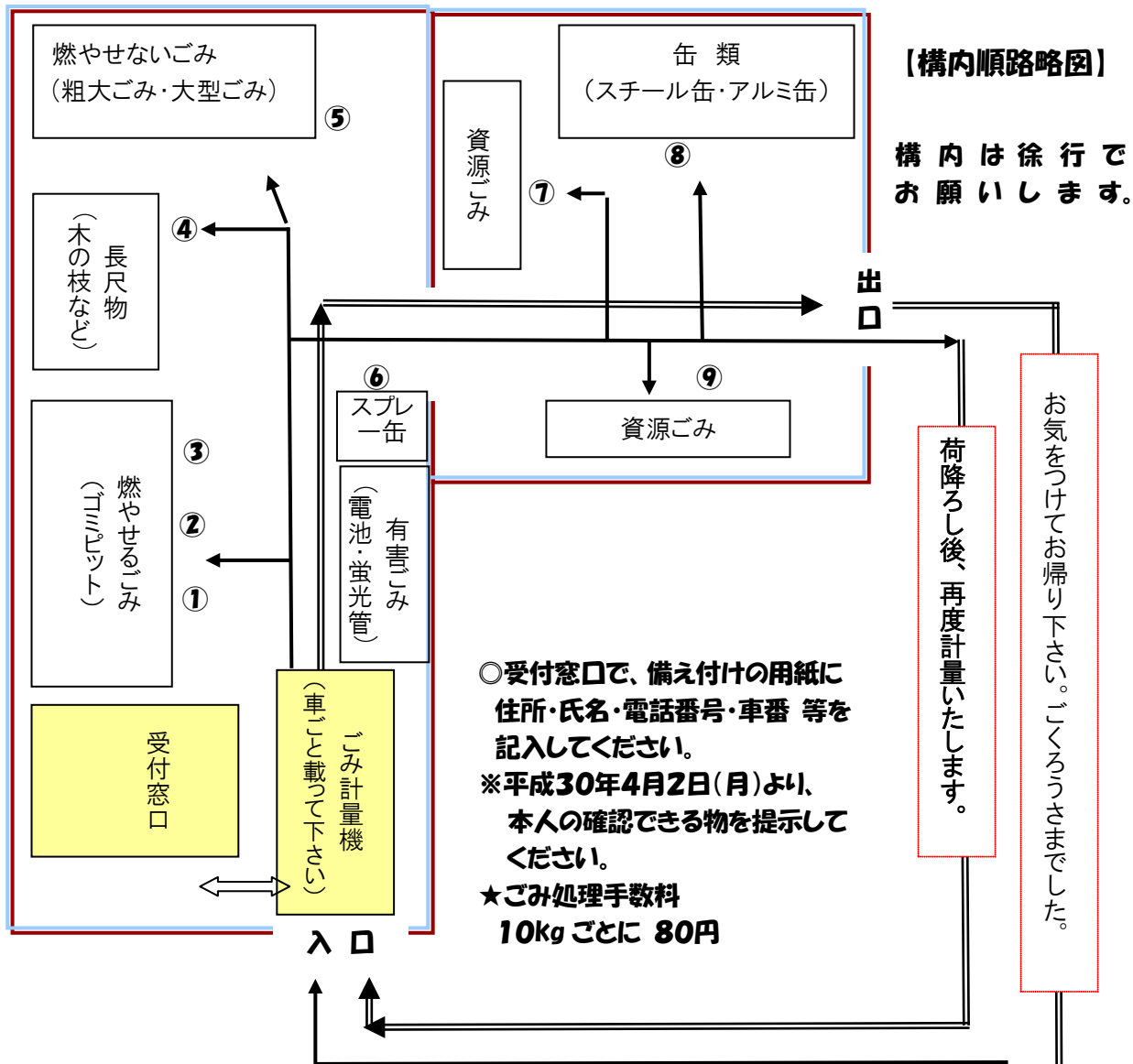


センターへ直接ごみを持ち込まれる方へ

お知らせと注意事項

施設内は、一方通行でお通り下さい。



(注意) 施設へ入る際は、危険防止のため、「一旦停止」をしてからお入りください。
施設内は大変危険です。構内は徐行、施設内一方通行にご協力をお願いします。 国道237号

- ①～③ 燃やせるごみ (可燃ごみ)
- ④ 長尺物 (木の枝、角材、絨毯、布団など) 木の枝や角材などは長さ150cm程度、太さ(直径)20cm程度にしてください。
- ⑤ 燃やせないごみ (不燃ごみ)、粗大ごみ (大型ごみ) 家具類など
- ⑥ 有害ごみ (廃乾電池、廃蛍光管など)、スプレー缶
- ⑦～⑨ 資源ごみ (汚れや異物などを取り除いて、資源ごとに分別してください。)

ごみ処理手数料

- 1 車両ごと ごみ計量機に乗り、荷卸し前の重量を計測し、受付をしてください。
 - 2 ごみは、それぞれ指定場所へ降ろしてください。
 - 3 ごみを降ろした後、受付入口から再入場し、荷卸し後に再計量して、ごみの重量を測ります。重量に応じたごみ処理手数料を受付窓口で納めてください。
 - 4 料金額 可燃ごみ・不燃ごみ・有害ごみ 10kg 毎に80円
- ※各町のゴミ処理券や指定袋では、手数料の支払いができませんので注意してください。